

山梨県公報

第二千八百八十八号

平成二十三年

十二月八日

木曜日

目次

道路の区域変更(四件)……………八二五
 建築基準法に基づく道路位置指定……………八二六
 有害図書類の指定……………八二六
公 告
 県政功績者……………八二七
 落札者の決定について……………八二八
 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(四件)……………八二八
 換地処分の実施……………八三一

告 示

山梨県告示第五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市勝沼町山字南田中四〇〇番の一地先から	旧	一四・〇	一八九・一
	新	一六・五	

甲州市勝沼町山字幸神八九〇番の一地先まで

甲州市勝沼町山字幸神八七三番の一地先から

甲州市勝沼町山字幸神官有無番地先まで

区 間	新	旧	延長(メートル)
甲州市勝沼町山字幸神八九〇番の一地先まで	一四・〇		一八九・一
甲州市勝沼町山字幸神八七三番の一地先から		七・五	一五一・一
甲州市勝沼町山字幸神官有無番地先まで	一三・四	二三・六	
	一三九・六		一五一・一

山梨県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 休息山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市勝沼町山字幸神官有無番地先から	旧	六・八	二二八・八
甲州市勝沼町山字西之田一六七番地先まで	新	八・二	二二八・八
		四四・三	

山梨県告示第五百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

- 平成二十三年十二月八日
- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 休息勝沼線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市勝沼町山字幸神八七四番の一地先から 甲州市勝沼町山字大塚九一三番地先まで	六・二丁 五六・三	六・二丁 一〇・六		一〇九・四

山梨県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町川中島字松葉畑南町二一〇番の一地先から 笛吹市石和町川中島字松葉畑南町二一〇番の三地先まで	一四・一丁 二二・三	一四・一丁 一五・九		六・〇

山梨県告示第五百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年十二月八日
- 二 指定道路の位置
甲斐市龍地字着物沢五千六十三番六
- 三 指定道路の幅員
最大幅員五・〇メートル、最小幅員五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
二一・七二メートル

山梨県告示第五百五号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十三年十二月八日から施行する。

平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
恋愛Revolution ラブレボ 2011 12月号	宙出版
35歳からの恋愛 不倫してまず編	株メディアックス
mini SUGAR 2011年11月号	株大都社
レディース小説クイーン Queen Vol. 2	サニー出版(株)
小説アサヒ11月号増刊	

週刊実話 ザ・タブー 週刊実話増刊12月10日号	(株)日本ジャーナル出版
INDIES Vol. 4 PC Angel n e o 11月増刊号	(株)GMSパブリッシング

二 指定する理由
著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 県政功績者
山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づき平成二十三年年度県政功績者は、次のとおりである。
平成二十三年十二月八日

個人 山梨県知事 横 内 正 明

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	堀内 光雄 望月 幸明	富士吉田市上吉田二丁目五番一号 甲府市東光寺三丁目三番八号
特別感謝状	雨宮 清	山梨市大野八十五番地一
県議会	大澤 軍治 辻 彌 河合 嘉徳 佐藤 繁則 土橋 金六 浅川 武男 雨宮 民三 長田 功 小田切 孝知	甲斐市龍地六千三百七十五番地 南巨摩郡早川町新倉八百六十三番地 山梨市牧丘町西保下千二百二十六番地 甲州市大和町日影七十五番地 南巨摩郡身延町車田二百三十一番地 中巨摩郡昭和町押越二千四百四十九番地 甲斐市龍地六千四百七十三番地 北杜市高根町長澤四百八十一番地 甲斐市境十九番地
地方自治		

産 業

社会福祉

教育文化

小林 清	北杜市白州町白須四千六百十八番地
清水 一	韮崎市本町一丁目六番五号
手塚 明治	甲州市大和町初鹿野二千二十八番地
土橋 舜作	富士吉田市小見二千八百八十六番地
新津 要	南巨摩郡富士川町鯉沢七百六十四番地
松野 貞雄	富士吉田市大明見百五十五番地の一
守屋 茂久	北都留郡丹波山村二千六百五十一番地
矢崎 良直	山梨市下石森千九十一番地の一
山田 昇	中巨摩郡昭和町押越八百四十四番地
渡邊 雄司	南都留郡鳴沢村二千七百三十七番地
上野 開平	都留市四日市場二百八十一番地一
高野 恒夫	甲府市国母三丁目十五番十二号
里吉 至光	笛吹市一宮町金沢二百九十番地
千頭和 信義	甲斐市島上条二千二百四十番地十五
遠山 哲	笛吹市石和町河内千四十六番地十一
松野 実	北杜市明野町小笠原三千六百六十九番地一
今村 力男	西八代郡市川三郷町市川大門六千二百三十七番地十二
金丸 康信	南アルプス市上今諏訪千六百十四番地
五味 孝男	甲斐市富竹新田千六百十三番地
櫻本 進	南アルプス市有野七百七十三番地
志村 武彦	南巨摩郡富士川町鯉沢千五百三十六番地
松橋 勝美	甲州市塩山上於首千七百七十八番地七
大宮山 磐	山梨市牧丘町北原五百五十九番地
桑原 美雄	富士吉田市大明見四千四百八十二番地の七
今井 吉之助	甲府市善光寺町二千九百七十六番地
故 江野澤 仁	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺六百九番地
佐藤 鎮平	南都留郡道志村五千三百五十番地
古屋 章夫	山梨市大野七百九十二番地
保阪 正昭	韮崎市市中田町中條四千三百二十三番地
佐藤 孝之	笛吹市御坂町藤野木千四百五十二番地
渡邊 正	甲府市東光寺二丁目二十六番十七号
輿石 順一	北杜市武川町三吹三百四十五番地
早川 二三郎	山梨市万力九百八十三番地
三科 嘉徳	甲州市塩山西門田二百七番地二
吉原 五鈴子	笛吹市一宮町北野呂四百六十五番地
関戸 幸男	上野原市秋山二千三百二十八番地

保健衛生	土橋 つる子 渡邊 明子 石坂 恵子 刑部 利雄 戸澤 茂紀 土橋 和明 中島 琢雄	甲斐市宇津谷四千九百四十番地 甲斐市名取三百九十三番地一 甲府市上石田四丁目十一番十二号 富士吉田市中曽根一丁目五番十号 甲府市朝日一丁目六番三三号 甲府市朝日五丁目八番十八号 北杜市大泉町谷戸千二百四十一番地
------	--	---

団体

功績分野	団体名	所在地
社会福祉	特定非営利活動 法人子育て支援 センターちびっ こはっす	甲府市上町千二百四十六番地

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ
シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る業務の名称及び数量
消防防災ヘリコプター「あかふじ」定期耐空証明検査整備業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当 山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地一
- 三 落札者を決定した日
平成二十三年十一月二十二日
- 四 落札者の氏名及び住所
朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場四丁目七番四十一号
- 五 落札金額
四千八百三十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成二十三年十月十三日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、
通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町田野字雨沢九〇九の一（次の図に示す部分に限る。）	平山甚之丈
甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九四の二	根津増吉
甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九五の二、字西大志戸四七八四、四七八五、四七八六	雨宮祥二
甲州市大和町初鹿野字勝立場四〇五三（次の図に示す部分に限る。）	古屋滋
甲州市大和町初鹿野字向山四〇八〇	川久保組
甲州市大和町初鹿野字習澤日影四〇八六、四〇九四、四〇九五の一	手塚武寿

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施設要件変更の告示
平成二十三年十一月十日山梨県告示第四百六十五号

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施設要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町田野字雨沢九一・九二・九三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、九一〇	平山甚之丈
甲州市大和町初鹿野字桂の窪四二九〇（次の図に示す部分に限る。）	有賀勝雄
甲州市大和町初鹿野字赤なぎ四四三二（次の図に示す部分に限る。）	古屋澄江
甲州市大和町初鹿野字水無シ四四四七（次の図に示す部分に限る。）	益田弥五郎

甲州市大和町初鹿野字水無シ四四四八（次の図に示す部分に限る。）	手塚萬作
甲州市大和町初鹿野字穴沢四五六三（次の図に示す部分に限る。）	手塚金吾
甲州市大和町初鹿野字穴沢四五七一（次の図に示す部分に限る。）	古屋勉
甲州市大和町初鹿野字天狗松四六〇二の一・四六〇三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）	野澤和雄
甲州市大和町初鹿野字天狗沢四六〇四・四六二九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）	木下幾造

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施設要件変更の告示
平成二十三年十一月十日山梨県告示第四百六十三号

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町初鹿野字南阿弥陀沢四〇六七（次の図に示す部分に限る。）	古屋滋
甲州市大和町初鹿野字南阿弥陀沢四〇六八（次の図に示す部分に限る。）	手塚武寿
甲州市大和町鶴瀬字猪久保道上二一六の一、一一一六の四	塩野源南

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
 平成二十三年十一月十日山梨県告示第四百六十四号

◎ 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南アルプス市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南アルプス市築山字金山八七六の一	飯田政太郎
南アルプス市築山字金山八七七	小林文太郎
南アルプス市築山字金山八八六	市川昌長
南アルプス市築山字金山八九一	相原金吾
南アルプス市築山字金山八九四、八九五	市川隆訴
南アルプス市築山字金山九〇〇、九〇一	志村弘毅、早川三郎
南アルプス市築山字金山九〇三	飯野清重、早川三郎
南アルプス市築山字家下四五八	志村弘毅
南アルプス市芦安芦倉字焼野一七六、二四七	森本尋文
南アルプス市芦安芦倉字ソネヨセ一六〇〇の一、一六〇〇の二	櫻本國太郎
南アルプス市芦安芦倉字柴平一六三六の一、一六三六の三	深沢松弘
南アルプス市芦安芦倉字マキガレ一六六五の一、一六六五の三	矢崎昌敏
南アルプス市芦安芦倉字上梅ス沢一三三二	青木文治
南アルプス市芦安通字向林六七一（次の図に示す部分に限る。）	名取宏

南アルプス市上宮地字上ノ山三九〇九の一	塚原進
南アルプス市塩前字塩沢東四三〇の二	塩谷忠之、鹽谷實

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十一月七日山梨県告示第四百六十号

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営畑地帯総合整備事業（中条地区第1工区）の換地処分を平成二十三年十一月二十九日実施した。

平成二十三年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番